

議案第11号

朝来市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例制定について

朝来市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成31年2月26日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

専門職大学の制度を設ける学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)が平成31年4月1日から施行されることに伴い、資格要件を定める条例の基準となる政令及び省令の規定が改正されるため、所要の条例整備をしようとするものです。

## 朝来市条例第 号

朝来市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

朝来市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成25年朝来市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同条第6号中「大学院研究科」を「大学院の研究科」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第4条第2号中「修めて卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を、「第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同条第4号中「卒業した」の次に「(当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)」を、「第3号に規定する学校の卒業者」の次に「(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)」を加える。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行日前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の朝来市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

## 議案第 11 号資料

### 朝来市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令 (明治 36 年勅令第 36 号) による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(6) 第 1 号又は第 2 号の卒業者であつて、学校教育法による<u>大学院研究科</u>において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号の卒業者にあつては 1 年以上、第 2 号の卒業者にあつては 2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号) 第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者 (選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。) であつて、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学<u>(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令 (明治 36 年勅令第 36 号) による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)</u>、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(6) 第 1 号又は第 2 号の卒業者であつて、学校教育法による<u>大学院の研究科</u>において 1 年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第 1 号の卒業者にあつては 1 年以上、第 2 号の卒業者にあつては 2 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) 技術士法 (昭和 58 年法律第 25 号) 第 4 条第 1 項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者 (選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。) であつて、1 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p>
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第 1 号、第 3 号及び第 4 号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後<u>(学</u></p>

条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)、(6) (略)

校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法による専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)、(6) (略)